

公益社団法人群馬県柔道整復師会 部会規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）の定款41条の規定に基づき、本会の事業推進のため部会を設置し、その組織及び運営について必要な規定を定めるものとする。
- 2 本規程に定めない事項であつて、必要な事項は、会長が別に定める。

(種類)

第2条 部会の種類（各部）は、次のとおりとする。

- (1) 総務・事業部
- (2) 経理・財務管理部
- (3) 保険・地域支援部
- (4) 学術・救護部
- (5) 広報・情報管理部

(事業)

第3条 各部は、第1条の目的達成のため、主として次のことについて推進を図る。

- (1) 総務・事業部 文書、会議議事録、会員名簿、事務所等の管理、柔道整復業務経営の改善、公益事業、他に属さない業務に関すること。
- (2) 経理・財務管理部 経理及び管財に関すること。
- (3) 保険・地域支援部 各種保険協定及び保険業務の改善に関すること。
及び地区会員の支援に関すること
- (4) 学術・救護部 柔道整復術の医学的研究及び向上に関すること。
及び救護活動全般に関すること。
- (5) 広報・情報管理部 広報紙の発行に関すること。
及びホームページ等の対外情報の管理に関すること。

(組織)

第4条 各部は、部員をもって組織する。

- 2 部員は、各部とも0人以上、数人以内とし、会員のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。部員は役員に準ずるものとする。

(部員の任期)

第5条 部員の任期は、2年以内とし、新たに選任された役員が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(部長及び副部長)

第6条 各部に部長1人、副部長を若干名置く。

- 2 部長は、常務理事の中から会長が任命する。
- 3 部長は、部会の会務を統括する。
- 4 副部長は、理事の中から部長が指名し、会長が任命する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

(部会の招集)

第7条 部会は、部長が必要に応じて招集し、部長が議長となり議題を協議するとともに必要な事項を処理する。その他会長の要請により招集することができる。

- 2 副会長は、部長の求めに応じ部会に出席し意見を述べることができる。

(協議事項の周知)

第8条 本部会における協議事項は、会員に周知するとともに、その実現に努めるものとする。

附 則

この規程は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律に整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規定は、令和2年3月10日から一部改正し施行する。